

事 務 連 絡
平成20年9月26日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）
職業病認定対策室長補佐

平成19年度石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表及び既公表事業場の
所在地情報の公表に係る建設業の所在地情報について

標記については、平成20年7月24日付け事務連絡により、各局に確認等作業を依頼し、各局からは作業結果について報告していただいているところであるが、建設業に係る石綿ばく露作業に係る事業場公表の所在地情報については、下記のとおり取り扱うこととしたので、下記の取扱いとなっていない場合は、必要な修正作業を実施されたい。

記

建設業に係る石綿ばく露作業に係る事業場公表の所在地情報については、建設労働者の多くが現場を短期間で転々としていることから、元労働者が事業場に連絡するための情報を提供するという観点から、事務所の所在地とすること。

なお、建設共同企業体については、建設共同企業体を代表する事業場の事務所の所在地を公表することとし、所在地情報には、建設共同企業体を代表する事業場の名称を明らかとするため、所在地とともに括弧書きで共同企業体の代表する事業場の名称を付記すること（例えば、「〇〇市△△町1-2-3（●●建設(株)▲▲支店）」とすること。）。